

# 令和5年度 オンライン介護予防推進事業業務委託仕様書

## 1 総則

- (1) この仕様書は、オンライン介護予防推進事業（以下「本事業」という。）に適用する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、この仕様書、契約書等及び監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本事業に関する全ての情報について、市の許可なく外部に漏らしたり、転用してはならない。
- (5) 本事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本事業における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。
- (6) 本事業の実施に当たっては、不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を受けるものとする。

## 2 事業の目的

高齢者自らが ICT 機器を活用して、高齢者の居場所や各種介護予防教室以外の場でも、継続してフレイル予防に取り組めることを目的とする。

## 3 事業の内容

- (1) 対象者  
高松市が指定した高齢者居場所の参加者 10～15 名程度。
- (2) 実施期間  
令和5年8月1日（火）～令和6年3月31日（日）
- (3) 実施回数  
上記3（2）期間のうち、計20回以上実施するもの（1居場所当たり1回）
- (4) 実施日  
受託者は居場所代表者と連絡を取り、日程調整を行い、本事業を実施する。
- (5) 実施時間  
1回当たり60～90分程度  
なお、準備及び片付け等は上記の本事業実施時間に含まない。
- (6) 実施場所  
高松市が事前に意向調査を行い、決定した居場所とする。  
（地域の集会所、コミュニティセンターなど）
- (7) 企画と運営
  - ア 受託者は高松市が指定した高齢者の居場所で、オンラインで介護予防教室を実施すること。
  - イ 実施場所に、本事業の実施に必要な機器がない場合、受託者側で用意すること。
  - ウ 高松市が指定した高齢者の居場所へ出向いて、居場所参加者によるスマートフォン操作等の

補助や事業実施に必要な機器の設定等を行うスタッフを派遣すること。

エ 当日は、データ通信容量が少ない参加者のために、実施場所でWi-Fiルーター等によるインターネット回線が提供可能なこと。

オ 継続利用を促すためのマニュアル又はガイドブック等を作成し、参加者に配布すること。

カ アンケート等を実施し、事業実施効果を確認すること。

キ 実施日、内容、参加人数、アンケート結果について報告すること。

#### (8) オンライン介護予防教室の内容

ア インターネット回線の接続、オンラインによる介護予防プログラムの実施に必要なアプリ操作について簡単な説明を行う。

イ 介護予防のプログラムは、居場所で継続することでフレイル予防の効果が期待できる運動プログラムを用いた内容とする。

ウ 教室は講師から参加者の様子を見ながら実施できる、また参加者から講師へ質問ができるように、双方向でコミュニケーションが行える方法で実施すること。

エ 居場所参加者の視聴方法は、スマートフォン（貸出機材含む）等で個々に視聴、スマートフォン等で受信した映像をモニター等に投影して集団で視聴する等、終了後も実践しやすい方法で行うこと。

オ 高松市が提供する介護予防プログラムの紹介及び資料の配布を行うこと。

#### (9) 安全面への配慮

感染症拡大、事故の発生等を未然に防ぐ対策を講じて事業を実施すること。

### 4 委託料の支払方法

完了払（適法な請求があつてから30日以内に支払うものとする。）

### 5 打ち合わせ

受託者は、常に市と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

また、打ち合わせの議事録は、必ず作成するものとする。

### 6 委託料

本事業の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであつても、委託料にすべて含まれているものとする。

### 7 事業の補償

本事業の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市や居場所に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

### 8 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、市と受託者の協議の上、これを定める。

## 9 委託の取消し等

### (1) 事業委託の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業委託を取り消し、又は変更することができる。

ア 受託者が事業委託の内容に違反したとき。

イ 受託者が「令和5年度 オンライン介護予防事業推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」に定める「応募要件」資格を失ったとき。

### (2) 損害賠償

ア 受託者は、その責めに帰する理由により、事業委託物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、事業委託物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

イ 前号に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときはその損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

ウ 受託者は、事業場所の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

### (3) 事業委託の取消しによる損失の取扱い

上記第9(1)の規定により事業委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じても、市はその損失を補償しない。

また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととする。

## 10 守秘義務の遵守及び個人情報の取り扱いについて

従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、本事業の実施によって知り得た参加者及びその家族の個人情報を含む秘密を漏らしてはならない。また、当該年度内に本事業が終了した参加者の個人情報を、この契約終了後、速やかに破棄、若しくは委託者に返還、又は引き渡さなければならない。個人情報とは、次のものとする。

(1) 居場所代表者若しくは連絡係の氏名、連絡先、住所等

## 11 事故発生時の対応

本事業実施により事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならない。必要な措置とは、次の事項を指す。

(1) 参加者に緊急を要する事態・事故等が発生した場合、受託者の責において適正に対処し、市、当該参加者の家族等に連絡を行うこと。

(2) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録。

(3) 本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償。

(4) 損害保険、傷害保険への加入及びその費用負担。

## 12 その他

(1) 受託者は、各設備を適正に使用しなければならない。

(2) 事業委託内容については、本仕様書に定めるもののほか、市の関係条例又は規則等に定めるところによる。

- (3) 予期せぬ事情により、教室を中止せざるを得ない状況が発生した場合、電話等により受講者への連絡が取れる体制を整えること。
- (4) 予期せぬ事情により、教室を中止せざるを得ない状況が発生した場合、受託者と協議後、妥当と判断される時に限り、委託料について減額し実費相当額を支払うものとする。
- (5) ここに記載する事業委託内容のほか、仕様について疑義が生じた場合は、市と協議しなければならない。